

大府市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度
利用の手引き



令和7年4月

見出し

- 1 制度の概要
- 2 制度を利用することができる方
- 3 宣誓に必要な書類等
- 4 手続きの流れ
- 5 証明書等交付後の各種手続き
- 6 転出入時の簡易手続きについて（連携協定と連携ネットワーク）
- 7 よくある質問

1 制度の概要

この制度は、お二人がお互いをパートナーとして日常生活において対等な立場で継続的に責任をもって協力すると約束したことを証明する制度で、性的少数者を含むすべての市民の方々が制度を利用することができます。法律上の婚姻とは異なり法律上の義務や権利などは生じませんが、制度の設置や運用により、少しでも日常生活の不便さを解消し、多様性を尊重できる社会づくりを目指して実施するものです。

「大府市人権を尊重した誰一人取り残さないまちづくり推進条例」の趣旨である、「互いの多様性を認め合い人権を尊重することによって、誰一人取り残さない、誰もが住み続けたいまちの実現」に寄与する制度です。

(1) パートナーシップとは

互いを人生のパートナーとして尊重し、日常生活において対等な立場で継続的に責任をもって協力すると約束した2人の関係をいう。

(2) ファミリーシップとは

パートナーシップにある者が、一方又は双方の実子又は養子、親等の近親者その他市長が適当と認める者を含め、家族であると約束した関係をいう。

2 制度を利用することができる方

(1) パートナーシップ宣誓について

下記のすべてに該当する方

ア 双方が成年であること（満18歳以上）

イ 双方が大府市民、または一方が大府市民で、もう一方が3か月以内に
大府へ転入予定であること

ウ 双方ともに配偶者がいないこと

エ 他の方とパートナーシップ又はそれに類する関係にないこと

オ 互いに近親者でないこと（ただし、養子縁組をしたことにより近親者
となった場合は除く。）

※ 異性カップルも利用できます。

※ 市内別居でも利用できます。

近親者とは、民法における「近親者間の婚姻の禁止」に規定されているものをいいます。

（本人から見て）

○直系血族：祖父母、父母、子、孫等

○三親等内の傍系血族：兄弟姉妹、伯父伯母、叔父叔母、甥姪

○直径姻族：子の配偶者、配偶者の父母・祖父母等

（２）ファミリーシップ宣誓について

下記のすべてに該当する方で、市外在住の方でも宣誓できます。

ア パートナーシップの方のお子様か親であること

イ 15 歳未満のお子様の場合は同居していること

※15 歳以上は同意書が必要です

3 宣誓に必要な書類等

宣誓書（第 1 号様式）のほかに、要件確認や本人確認をするため、下記の書類が必要です。

（１）住民票の写し又は住民票記載事項証明書

ア 3 か月以内に発行されたもの

イ 本籍・筆頭者、世帯主、続柄、個人番号、住民票コードは不要

ウ 同一世帯の場合は世帯全員分 1 通で構いません。

※ 宣誓書において、職権での住民登録情報の取得に同意された場合は提出を省略できます。

（２）転出証明書（転入予定の方のみ）

転入前の住所地で転出手続きの際、発行されたもの

※ 転入後の住所が記載されているもの

※ 宣誓後 3 か月以内に転入し、住民票の写し又は住民票記載事項証明書をご提出ください。

（３）独身であることを証明する書類

ア 独身証明書又は戸籍謄本、戸籍抄本（3 か月以内に発行されたもの）

イ 外国籍の方は婚姻要件具備証明書（日本語訳を添付）

（４）ファミリーシップの方について

ア 15 歳以上の場合は同意書（要綱第 2 号様式）

イ パートナーシップの方との関係を証明できる戸籍謄本又は戸籍抄本

- ウ 市外在住の場合は住民票の写し
※15歳未満は同居の方のみです。
- (5) 本人確認ができる書類
 - ア 個人番号カード（マイナンバーカード）
 - イ 旅券（パスポート）
 - ウ 運転免許証
 - エ 官公署が発行した免許証、許可書又は登録証明書などで本人の写真が貼付されたもの
- (6) 通称名を使用していることが確認できるもの（通称名を使用する場合）
通称名が記載されている学生証、社員証、郵便物など

4 手続きの流れ

- (1) 宣誓日の事前予約
 - ア 宣誓予定日の1週間前までに、下記の方法で予約をしてください。
予約連絡先：大府市役所 女性活躍推進室
 - ・電話：0562-85-3320
(平日の午前8時30分～正午、午後1時～5時15分)
 - ・メール：jokatsu@city.obu.lg.jp
メールQRコード
- 
- イ 予約時にお伝えいただくこと
 - ・希望日時
(平日の午前9時～11時か、午後1時～午後4時。第3希望までお伝えください。)
 - ・宣誓する方全員の氏名、ふりがな
(通称名があればその氏名とふりがな、外国籍の方は国籍)
 - ・個室利用の希望
 - ・日中の連絡先
- ※案内のため返信メールや折り返し電話をします。
- (2) 宣誓日当日
 - 予約した時間にお二人で、大府市役所女性活躍推進室窓口に必要な書類

をお持ちの上お越しください。（事前に個室を希望された場合は、指定の会議室へお越しください。）

※市職員が必要書類の確認と本人確認を行います。

※申請書は事前にご記入いただいてもかまいません。

（３）宣誓書受領証明書等の交付

宣誓書受付後、約１週間後に証明書等をお渡しします。

- ・大府市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書（第３号様式）…１部

- ・大府市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明カード（第４号様式）…２部

※証明書等の受取りはお一人でかまいません。本人確認ができるものをお持ちください。

５ 証明書等交付後の各種手続き（再発行・変更・返還）

証明書等を交付した後の手続きについて、必要書類とともに本人確認のできるものをお持ちください。また、個室利用を希望される場合は事前にご予約ください。

（１）再交付

証明書等を紛失や毀損した場合の再発行

- ・再交付申請書（第５号様式）

（２）内容の変更

氏名の変更、市内転居、ファミリーシップ対象者の加入・離脱時に提出してください。必要な書類は下記のとおりです。

- ・内容変更届（第６号様式）

- ・交付済みの証明書とカード

- ア 氏名の変更時：戸籍抄本又は新しい通称名を使用していることが確認できるもの

- イ 市内転居時：住民票の写し又は住民票記載事項証明書

- ウ ファミリーシップ対象者の加入：

- 15歳以上の場合は同意書（要綱第２号様式）

- パートナーシップの方との関係を証明できる戸籍謄本又は戸籍抄本

（３）証明書等の返還

下記の場合は返還届（第7号様式）とともに証明書とカードをご返還ください。

ア 宣誓者の双方の意思によりパートナーシップを解消したとき。

イ 宣誓者のいずれかが死亡したとき。

ウ 要件に該当しなくなったとき。

※下記においては返還を命ずることがあります。

- ・宣誓書を提出した時点において、要綱第3条各号に掲げる要件に該当していなかったことが判明したとき。
- ・宣誓書及びその添付書類の内容に虚偽があったとき。
- ・3か月以内に市内への転入を証明する書類を提出しないとき。
- ・宣誓者の一方から返還届の提出があり、パートナーシップを継続することができない特別な事情があると市長が認めるとき。

（宣誓の要件）

要綱第3条（抜粋）

- (1) 双方が、成年に達していること。
- (2) 双方が市内に住民登録があること。
- (3) 双方に配偶者がいないこと。
- (4) 双方が、他の者とのパートナーシップにないこと。
- (5) 婚姻をすることができない者でないこと。ただし、養子縁組をしたことにより当該規定に該当することとなった者を除く。

6 転出入時の簡易手続きについて（連携協定と連携ネットワーク）

大府市は連携協定を締結し、連携ネットワークに加入しているため、下記の自治体間で転出・転入する場合は簡易な手続きで宣誓の継続ができます。

ただし、それぞれの自治体で宣誓の要件が異なるため、転入先の自治体の制度に該当する場合のみとなります。また、大府市から転出する場合も転出先の自治体の制度に該当する場合のみとなります。

※パートナーシップ制度自治体間連携ネットワークに加入している自治体の一覧については、随時更新されますので、最新の情報はウェブサイトをご確認ください。



7 よくある質問

Q 1 異性カップルでも制度を利用できますか。

A 1 宣誓の要件を満たしていれば、すべての市民の方にご利用いただけます。

Q 2 外国籍ですが、宣誓できますか。

A 2 宣誓の要件を満たしていれば、宣誓できます。大使館などで発行される婚姻要件具備証明書には必ず日本語訳を用意してください。

Q 3 ファミリーシップだけ宣誓することはできますか。

A 3 パートナーシップを宣誓していることが前提となりますので、ファミリーシップのみの宣誓はできません。

すでに宣誓済みのパートナーシップに新たにファミリーシップ宣誓を加えることはできます。5－（2）内容の変更を参照してください。

Q 4 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度と婚姻制度はどう違いますか。

A 4 婚姻制度は法律に基づくもので、相続権や扶養義務など法律上の権利や義務が発生します。一方、宣誓制度は市が独自に実施するもので、法的な効力はありません。

Q 5 郵送やメールで申請できますか。

A 5 本人の意思確認を行いますので、郵送やメールでの申請はできません。必ずお二人でお越しください。

Q 6 代理人でも申請できますか。

A 6 本人の意思確認を行いますので、代理人での申請はできません。必ずお二人でお越しください。

Q 7 宣誓後3か月以内に転入しなかった場合はどうなりますか。

A 7 宣誓が無効となりますので、受領証明書を返還していただくことになります。そのため、必ず転入後に住民票の写しをご提出いただくか、連絡をお願いいたします。

Q 8 通称名は使用できますか。

A 8 性別違和等、特別な理由により、日常生活において通称名を使用している

場合は、通称名で宣誓ができます。ただし、受領証明カードの裏面には戸籍上の氏名を記載します。

Q 9 市内で転居します。何か手続きはありますか。

A 9 受領証明書等に記載の住所を変更しますので、5－(2)内容の変更を参照してください。

※住民基本台帳システムとは連動していませんので、必ず手続きをおねがいします。

Q10 市外に転出します。何か手続きはありますか。

A10 転出により双方または片方が市民でなくなる場合は要件を満たさなくなりますので、受領証明書等を返還してください。5－(3)を参照してください。

※市民課で転出手続きの際に交付されるサービスガイドには手続きの案内が記載されませんので、ご注意ください。

Q11 費用はかかりますか。

A11 宣誓や受領証明書等に費用はかかりませんが、宣誓時等に必要な書類の取得費用は自己負担となります。

Q12 宣誓することでどのようなメリットがありますか。

A12 市営住宅の申込ができます。また、お二人が同居の場合は、市役所の窓口などで受領証明カード等を提示することにより、委任状なしで税関係の証明書(所得証明書等)が取得できます。これらの他にも利用可能となる行政サービスがありますので詳しくは市公式ウェブサイトをご覧ください。その一方、保育料の算定や児童扶養手当の支給認定に影響を及ぼすことがあります。

市公式ウェブサイトQRコード

※利用可能なサービス一覧

※大府市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱



大府市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の手引き
令和7年4月

発行・問合せ先

大府市健康未来部女性活躍推進室

電話0562(85)3320 FAX0562(47)7320

E-mail:jokatsu@city.obu.lg.jp